

## 別記様式第4号 議事録

令和7年12月1日公表

## 令和7年度 第1回東京支社入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和7年11月7日(金) 東京支社	
出席委員 (敬称略。委員については、 50音順。)	委員長: 飯田 直久(弁護士) 委員: 井上 徹(横浜国立大学 名誉教授) 岡田 正則(早稲田大学 教授) 長田 敦(弁護士) 角田 淳(弁護士) 南部 利之(法律事務所 アドバイザー) 藤井 浩司(早稲田大学 名誉教授) 村越 潤(東京都立大学 教授) 吉田 純司(山梨大学 教授)	
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
抽出案件	総件数 6件	(備考)
工事(一般競争入札)	2件	
工事(指名競争入札)	1件	
工事(特命契約)	1件	
調査等	1件	
物品・役務	1件	
委員からの意見・質問、それ に対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又 は勧告の内容	今回の審議案件について、特に問題なく妥当と判断する。 以下4点ほど委員会から申し上げたい。 ・低入札価格調査事案においては、技術評価点が一番低いところが落札して、応札額が低いところが落札できない状況が発生している。技術評価の評価方法や点数の考慮の仕方など価格評価点の見方について、一般の方にも納得いただけるような評価方法を継続的に検討して欲しい。 ・参考見積の採用方法について、平均値の取り方や価格の採用の仕方などを、事案に応じて適切な運用ができる工夫を検討して欲しい。 ・補修が必要な事案については、事業費を確保しつつ優先順位をつけて対応しているとのことであるが、損傷状況に応じて、スムーズに防災型発注方式に移行できるなど、臨機応変な対応ができる制度を検討して欲しい。 ・低入札価格案件について、品質の維持や下請けへのしわ寄せがないか注視しているが、低入札の原因が何であるのかを調査して、適切な入札が執行される工夫をお願いしたい。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告	
意見・質問	回答
① 落札率については改善傾向にあるのか。近年横ばいとのことだが、現場を担う人材不足から入札に参加できずに落札できない状況も想定されるので、長期的な見通しを教えて欲しい。	① 近年の落札率は、約 93%で推移しております。これまで発注件数が 300～400 件あったものが、近年は 200 件程度となっているため、入札参加者数の増加を期待していますが、ご指摘のとおり技術者不足の影響なのか入札参加者は 5 者程度あまり変化がありません。今後 10～15 年経過すると、人口減少に伴う技術者不足が加速して入札不調が頻発することも想定されるため、入札参加者数や落札率の動向を注視して必要な対策を取っていきたいと考えております。
② 東京支社管内では工事の変更率が高いとのことであるが何か事情があるのか。	② 東京支社では建設部門を持つなど事業の特性によるものと考えられます。建設部門を持つ名古屋支社でも同様の傾向が見られます。
③ 緊急措置案件や早期措置案件に関する対応状況を教えて欲しい。	③ 災害の発生や点検結果により、緊急的に対応が必要となった場合、防災型発注方式により、特命契約あるいは見積競争で発注しております。2024 年度までの過去 6 年間で 72 件契約締結しており、災害復旧が 33 件、点検結果による緊急補修 37 件、第 3 者被害が想定される事象への対応 2 件となっております。ここ 3 年は点検結果による緊急補修に係る案件が半数以上を占めており増加傾向にあります。
④ 1 者入札の問題、いわゆるベンダーロックインで交通情報設備工事などにおいて高コストにつながると思われる。交通システムにおいて、イノベーションが飛躍的な発展をするなかで、それらを適宜適切に導入していくなど対策を検討してはどうか。	④ ベンダーロックインの問題については、交通情報設備工事では機器の仕様をオープンにするなど、参加者を増やす対策を取ってきておりますが、工種によつてはそもそも専門のメーカーが少ないという状況もあり、検討課題であると認識しております。

2. 入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告

意見・質問	回答
・報告に関する意見・質問なし。	

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事(一般競争入札)	
工事名: 東京支社管内 路車間情報設備更新工事(2024年度)	
<p>① 技術評価項目③「労働安全衛生マネジメントシステムの取組状況」とはどのようなものを評価するのか。</p> <p>② 受注者は共通仮設費の一部を直接工事費に計上していたとのことであるが、どのような項目を計上していたのか。</p> <p>③ 今回、機器の更新工事であるが、当初の設置時に受注者が関わっていたのか。</p> <p>④ 今回は、機器の交換のみでシステム自体は関係ないとの認識で良いか。</p>	<p>① 労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001など)の認証状況を評価します。</p> <p>② 具体的な項目については、把握できません。</p> <p>③ 当初の設備設置時に本件の受注者は関わっておりません。</p> <p>④ 今回の工事は、機器の交換のみで、システム自体の更新などはありません。</p>

(2) 工事(一般競争入札)	
工事名: 松本保全・サービスセンター管内 CCTV 設備工事	
<p>① 技術評価点の低い者が落札しており、総合評価落札方式における逆転現象は工事施工において問題はないのか。</p> <p>② 評価項目①の保証期間について、受注者のみが著しく点数が低いが問題はないのか。</p> <p>③ 参考見積について、提出があったものの平均を取るとされているが、最低金額を採用すれば、低入札価格調査が不要となるとは考えられないか。</p> <p>④ 総合評価落札方式の価格評価点の満点は約 93%と説明があったが、どのような考え方で設定されているのか。</p> <p>⑤ 契約制限価格を超えると価格評価点が 0 点となるのはなぜか。</p>	<p>① 技術評価点は設定項目を加算方式により点数を付与しておりますので、競争参加資格審査においても工事施工は問題ないことを確認しております。</p> <p>② 評価項目①は、標準的な保証期間に対して、期間の延長を提案できるかを評価しているもので、標準期間は確保できており、問題ないと認識しております。</p> <p>③ 参考見積の採用については、社内規定により対応しております。</p> <p>④ 総合評価落札方式の価格評価点については、低入札価格調査の基準と連動しており、低入札価格では適正な履行ができない可能性があるため調査に移行しますので、それ以下を1位にはできません。価格評価点の満点は、適正な履行が可能な調査基準価格を上回るところを満点にして設定しております。</p> <p>⑤ 原則として、契約制限価格の範囲内で契約締結することとなっているため、それを超える応札額については、価格評価点を 0 点と評価しております。</p>

(3)工事(指名競争入札)	
工事名:新東名高速道路 秦野地区造園工事	
① 確認協議において、単純なミスが確認されたとのことであるが、判明時点で修正させ、後々の調査の負担軽減も検討はどうか。	① 確認協議において、対象項目に設計額と応札額に大きな開差があることを確認しております。この時点では、受注者はどの程度改良材の使用量が誤って計上されているかの確認であり、その後、施工時にしっかりと実態を確認したうえで適正な価格に修正し、変更契約を締結することとしたものです。

(4)工事(特命契約)	
工事名:中央自動車道(特定更新等)下原山橋架替工事	
① 指名型見積協議方式を経て、特命契約に移行しているが、金額が大幅に増加している。この要因は把握しているのか。	① 発注方式の変更に伴い、約1年間を要したため、年度が変わり材料単価や人件費が高騰したこと、安全等を再精査したことによる交通規制日数の増加などが要因であると考えております。
② 点検結果でA1判定のものは、概ね5年で措置となっているが、災害や地震によって被害が大きくなると大変なことになるので、早急に対応できるような手立てを検討した方が良いと考える。	② 点検結果を踏まえて、社内の点検判定会議において、災害等による被害が生じないよう損傷の程度に応じた措置を順次対応しております。早急な対応が必要な事案については、防災型発注方式の適用や特命契約への速やかな移行判断など、ご意見を参考に検討していきます。

(5)調査等	
業務名:東京外かく環状道路 CIM検討業務(2024年度)	
① 応札の4者中3者が低入札価格ということで、ツールやソフトウェアの活用により低減傾向にあると考えられるが、契約制限価格の見直しは検討しないのか。	① CIMについては、当社において、本年7月から全面展開となったところであります。これまでの業者の受注実績やノウハウの蓄積等においてもバラツキがあると考えております。本件の発注時においては、積算基準も制定されていなかったことから、指名業者から参考見積を徴収し契約制限価格を設定しております。当面は本件同様に参考見積を徴収して対応していくこととなります。

<p>(6) 物品・役務</p> <p>業務名: 中央自動車道 甲府管内低濃度 PCB 廃棄物収集運搬処分業務 (2024 年度)</p>	
<p>① 材料価格調査を 2 者に絞った理由はあるのか。</p> <p>② 処分費用に大きな開差が見られるが、処分場所による差異が要因なのか。</p> <p>③ 廃棄物の排出者の責任として、処分が適正になされていることをしっかりと把握して欲しい。</p>	<p>① 材料価格調査は経済調査会に依頼をしており、結果として 2 者の見積が提出されたものです。そのため、当社では2者になった理由については不明です。</p> <p>② 運搬費による大きな開差はなかったため、処分費用による開差となります。なお、見積の 2 者の処分場所は、香川県と静岡県で、受注者の処分場所は秋田県となっております。</p> <p>③ 受注者からは、実際の処分にあたってマニュフェストの提出を求め、履行完了確認をしております。</p>